

○深浦公民館使用料(令和8年4月1日施行)

種別		使用料			
		午前	午後	夜間	時間外
		午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	1時間につき
深浦公民館	講座室	600 (3,000)	990 (4,950)	1,230 (6,150)	300 (1,500)
	会議室	500 (2,500)	810 (4,050)	1,010 (5,050)	260 (1,300)
	調理室	1,740 (8,700)	2,890 (14,450)	3,620 (18,100)	880 (4,400)
	体育館	1,740 (8,700)	2,890 (14,450)	3,620 (18,100)	880 (4,400)
	第1多目的広場	1,040 (5,200)	1,740 (8,700)	2,170 (10,850)	530 (2,650)
	第2多目的広場	1,740 (8,700)	2,890 (14,450)	3,620 (18,100)	880 (4,400)
備考					
<p>1 入場料等を徴収する催物で、営利又は商業宣伝を目的としないもの及び入場料商業入場料を徴収しない催物で、営利又は商業宣伝を目的とするものに使用する場合は（ ）内の料金を適用する。</p> <p>2 時間外とは、開館時間外の時間をいう。この場合において、1時間未満の端数時間は、1時間として計算する。</p> <p>3 電気器具展示販売等特に多量の電気を使用するときは、当該使用料の30パーセントを加算して徴収する。この場合において、10円未満の端数金額は切り捨てて計算する。</p> <p>4 米川公民館の屋外夜間照明施設を使用する場合は1時間につき300円を徴収する。この場合において、1時間未満の端数時間は、1時間として計算する。</p>					